

年金の届出 忘れていま せんか？

国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入しなければなりません。国民年金は次の3つの種別からなり、仕事を退職した場合などに届出が必要となります。

第1号被保険者・・・農業・自営業者およびその配偶者、学生等の方

第2号被保険者・・・被用者年金制度（厚生年金保険・共済組合等）に加入されている方

第3号被保険者・・・第2号被保険者に扶養されている配偶者（収入要件有）

◎このようなときは、必ず届出をしてください。

	事由	種別の変更	届出先
年金加入者	20歳になったとき (被用者年金制度の被保険者等は除く)	1号	余市町役場
	会社を退職したとき(扶養されている配偶者)	2号→1号(3号→1号)	
	収入増により、配偶者の扶養から外れたとき	3号→1号	
	海外からの転入により、日本国内に住所を有するようになったとき	1号	
	結婚し、会社員である配偶者の扶養となったとき	1号または2号→3号	配偶者の勤め先
	配偶者の勤め先が変わったとき	3号→3号	配偶者の新たな勤め先

※届出の際は、年金手帳（基礎年金番号通知書）、印かんをお持ちください。

◎年金を受け取っている方も、このような場合には届出が必要になります。

	事由	必要なもの	届出先
年金受給者	住所が変わったとき	・受給者の印かん ・年金証書	余市町役場
	年金の受取口座を変えるとき	・受給者の印かん ・年金証書 ・受取を希望する口座の預金通帳	

問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120

【北海道からのお知らせ】 法人道民税 等の申告等 を電子で



法人道民税・事業税及び地方法人特別税の申告及び各種申請・届出を電子で行うことができます。ご利用にあたっては、地方税ポータルシステム（エルタックス）のホームページから利用開始の手続きが必要になります。

- エルタックスホームページ <http://www.eltax.jp/>
- 道税ホームページ「地方税ポータルシステム（エルタックス）の紹介」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/dshinkoku/>

問合せ 札幌道税事務所 税務管理部 課税第一課 ☎011-204-5083